

# 贈与税の納税猶予に関する証明願（適格者証明）について

嘉島町農業委員会事務局

TEL：096-237-2629

## ●新規に納税猶予を受けるとき

### ・提出書類

- ①贈与税の納税猶予に関する適格者証明書 証明願
- ②別表1「特例適用農地等の明細書」（贈与税の納税猶予用）
- ③別表2「障害等の状況についての申告書」（該当者のみ）
- ④位置図（納税猶予の対象となる農地を指定）
- ⑤字図（法務局）（写し）
- ⑥土地の一部申請の場合、測量図・実測図など、面積の分かるもの
- ⑦固定資産評価証明（写し）
- ⑧贈与することを示す書類
  - （1）全部事項証明書（法務局）（写し）
  - （2）贈与契約書（写し）
  - （3）贈与関係者の戸籍謄本等（写し）
  - （4）贈与関係者全員の印鑑証明（写し）
  - （5）相続関係図
  - （6）農地法3条許可書（写し）

など

※ただし、贈与登記の完了している場合は、（1）・（3）・（5）・（6）のみで構いません

- ⑨該当する障害等の状態を証明する書類（別表2該当者のみ）  
（障害者手帳、医師の診断書、施設との入所契約書等）（写し）など

※①～③については、2部ご用意ください（税務署提出用、農業委員会控用）

### ・証明書の交付

農業委員会にて現地調査を実施しますので、証明書交付まで、約10日～2週間程度かかります。

証明書交付時に、手数料300円が必要です。